

公益社団法人日本ホッケー協会 退職金規程

第1条（総 則）

この規程は、就業規則第44条に基づき、公益社団法人日本ホッケー協会（以下、「本会」という。）の職員の退職金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（適用範囲）

この規程は、就業規則第2条に定める職員のうち、勤続3年以上の者に適用する。

第3条（退職金の算出方法ほか）

1. 退職金は、原則として勤続年数1年につき本給1か月分を支給する。
2. 本会は、前項の職員に対し、理事会の承認を経たうえで、退職金を支給する。
3. 本会は、理事会の承認を経たうえで、職員の勤務の状況等に鑑み、支給する退職金の増減をすることがある。

第4条（勤続年数の算入方法）

勤続年数の計算方法は採用の日から退職日までとし、試用期間及び出向期間は算入する。私傷病その他の事由による各種休職期間及び各種休業期間（育児休業期間、介護休業期間など）は勤続年数に算入しない。

第5条（1年未満の端数の取扱い）

勤続年数の計算において1年未満の月数は、月割計算を行う。1か月未満の日数については、切り捨てるものとする。

第6条（自己都合退職の場合の減額）

1. 本会は、自己都合で退職する職員については、第3条に基づき算出される退職金から20%を減額して支払う。
2. 前項の自己都合とは、雇用保険における自己都合と必ずしも一致するものではなく、職員個人の都合による退職の申出、諭旨解雇に応じた退職、その他本会が自己都合と判断した場合をいう。

第7条（不支給及び支給減額）

1. 本会は、以下の職員については退職金を不支給としまたは減額することがある。
 - (1) 懲戒解雇されたもの
 - (2) 諭旨解雇されたもの

- (3) 在職期間中に懲戒解雇・諭旨解雇に相当する事由があったとき
2. 退職金を支給後、前項第3号に該当する事由が発覚したときは、本会は、当該職員に対し、すでに支給した退職金の全部または一部の返還を求めることができる。

第8条（支払方法及び支払時期）

1. 本会は、退職金について、その全額を一時金として、職員の給与振込口座に支払う。
2. 本会は、退職金を原則として退職日の翌日から1か月以内に支給する。ただし、当該職員が退職後、退職金の支給前に、在職中に前条第1項第3号の事由に該当する行為の有無が問題となった場合、その調査の期間、支給を停止することができる。

第9条（功労金）

本会は、特に功労のあった職員に対しては、本規程の退職金のほか、功労金を支給することがある。

第10条（死亡による退職の場合の退職金支払方法）

職員が死亡により退職した場合には、退職金は遺族（労働基準法施行規則第42条から45条までの規定による者）に支給し、同順位の者が2名以上となる場合には、そのうちの最年長者を代表者としてその者に支給する。

第11条（受給権の処分禁止）

職員は、本規程により退職金を受ける権利を譲渡し、または担保に供してはならない。

第12条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. 本規程は、平成31年3月17日より実施する。
2. 本規程は、令和5年4月1日から施行する。（令和5年3月22日理事会決議）